

令和 7 年度

秋田市雄和地域地籍調査事業（２項委託）業務委託仕様書

秋田市企画財政部地籍調査室

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」という）に基づき実施する令和 7 年度雄和地域地籍調査事業（２項委託）に伴う地籍調査の各工程作業を本業務受託者（以下「乙」という。）が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

（適用範囲）

第 2 条 本仕様書は甲の委託する地籍調査事業の地籍測量、一筆地調査、地積測定、地籍図原図作成、筆界点番号図原図作成、地籍図一覧図作成、地籍図複図作成に適用するものとする。

（準拠する法令等）

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか業務委託契約書および国土調査関係法令によるものの他は、地籍測量および地積測定における記録および成果の記載例等に定めるところによるものとする。

（実施計画書等の届出）

第 4 条 乙は業務実施に先立ち、契約締結後 10 日以内に次の各号の書類を作成し甲に届け出て、承認を得るものとする。これを変更しようとする時も同様とする。

（１）業務実施計画書

（２）その他甲の指示する書類

（主任技術者等）

第 5 条 乙において選任する主任技術者は、測量士の資格を有すること。その品質および各工程を適切に管理するために地籍調査の各工程について精通し実務経験を有する者とする。

2 乙において選任する現場代理人は、測量士又は測量士補の資格と、実務経

験を有する者とする。

- 3 乙において一筆地調査作業に従事する作業班長は、地籍主任調査員の資格者又は、地籍調査管理技術者の資格を有する者とする。
- 4 乙は、測量作業に従事する際は、測量士の資格を有する者を、常時現場に1名以上配置すること。
- 5 乙は、一筆地調査作業に従事する際は、地籍主任調査員の資格者又は、地籍調査管理技術者の資格を有する者を、常時現場に1名以上配置すること。
- 6 乙は、委託業務期間中は常に甲の指示に迅速に対応できる体制をとること。
- 7 受託監督者および受託検査者は、地籍調査に関係する法令の趣旨を理解し、地籍調査の各個別作業および作業体系ならびに工程管理技術に精通した者でなければならない。
- 8 乙は、各資格により登録された登録番号を書面により通知し、資格証の複写、および雇用関係を証明できるものを添付して書面により通知しなければならない。また、これらのものを変更したときも同様とする。

(関係官公署との調整)

- 第6条 乙は、本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、甲と共に対応すること。

(資料の貸与および返却)

- 第7条 乙は、貸与品および支給品について、その受払い状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにしておかななければならない。なお、盗難、破損等を生じたときは、監督員の承認する代品を納入するものとする。
- 2 支給品の残余は監督員に報告し、その指示に従い所定の場所へ返却するものとする。
 - 3 乙は、業務上収集した情報・資料等を、委託業務履行後すみやかに甲に返却又は、廃棄しなければならない。

(報告)

- 第8条 乙は、甲に対して随時進捗状況を報告するとともに、甲の指示があった場合においては書面で報告しなければならない。

(守秘義務)

- 第9条 乙は、業務の遂行上で知り得た個人情報および全ての事項について、本契約期間ならびに契約終了後も第三者に提供、漏洩してはならない。
- 2 乙は、本業務の遂行上で知り得た個人情報の取扱については秋田市個人情報保護条例によるものとし、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を

遵守するとともに、プライバシーマーク（Pマーク）およびI SMSの規定に準拠し、情報の保護に万全を期すこと。

- 3 乙は、業務上収集した情報を甲の許可なく複写および加工、外部への持ち出し、ならびに第三者への供与等目的外使用してはならない。

（身分証明書および土地の立入り）

第10条 乙は、本業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。

- 2 乙は、調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者または占有者にその旨を通知すること。
- 3 乙は、業務終了後、速やかに貸与した身分証明書を甲に返却すること。

（安全の確保）

第11条 乙は、本業務の実施にあたり、次の各項により地元関係者との無益な摩擦や紛争を起こさないよう作業しなければならない。

- 2 交通および保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公庁と打ち合わせの上、実施すること。
- 3 本業務従事者は常に言動には十分注意すること。
- 4 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過および事故による被害の内容について速やかに甲に報告し、損害賠償等の責任は乙が負うものとする。

（再委託等の禁止）

第12条 乙は、この契約の履行に当たり、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、この契約の履行の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせるときは、甲の承諾を得なければならない。

（工程管理および工程検査）

第13条 乙は、2項委託に係る地籍調査事業の工程管理および検査規程や同細則に基づき工程毎の管理および検査を行わなければならない。

- 2 乙は、作業者の自己点検から工程管理の点検までの間に、主任技術者等による自社点検を行うものとする。
- 3 乙は、各工程作業完了時において、十分な社内検査を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、中間においても甲の指示があるときは、各工程内の検査を受ける場合もある。

- 4 乙は、工程管理記録表および点検の記録を成果品とともに甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、検査結果の訂正指示を受けた場合は、速やかに訂正して再度、甲の検査を受けなければならない。

(成果の検定)

- 第14条 乙は、成果品について「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成24年3月29日付け国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）の6 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関による検定を受けなければならない。
- 2 検定を受ける成果品は、地籍図根三角測量（C工程）、細部図根測量（FⅠ工程）、一筆地測量（FⅡ－1工程）とする。

(成果品の検査)

- 第15条 乙は、本業務の成果品の検査については主任技術者立会いの上、甲の指示により工程毎または業務完了後、甲の検査を受けること。
- 2 乙は、甲から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正し、再検査を受けること。

(成果品の帰属)

- 第16条 本業務により作成される成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

(成果品のかし)

- 第17条 本業務の完了後、乙の過失又は粗漏による不良箇所が発見された場合は、甲が必要と認める修正、補正およびその他の必要な作業を乙の負担で行うものとする。

(業務の完了)

- 第18条 乙は、甲に工程検査済みも含めた全ての成果品に業務完了報告書等を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。なお、完了後において訂正事項等が生じた場合は、乙の責任において訂正しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第19条 乙は、契約事項および本仕様書等に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故の公表)

第 20 条 乙が、この契約事項に違反したことにより、事件又は事故が発生した場合には、甲は当該事故等の公表を行うことができる。

(疑義)

第 21 条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議によりこれを決定し、乙はその指示に従うものとする。

第 2 章 使用機器および機器の検定

(使用機器)

第 22 条 本業務に使用する機械および器材は、準則および運用基準に規定された能力又は規格を有するものとする。

(機器の検定)

第 23 条 この作業において使用する機器は、作業着手前に必ず検定を行わなければならない。検定の実施は、乙又は検定機関によるものとし、乙による場合は地籍図等はプロッタのプロット範囲、格差、制御の証明、地積測定は検定に伴う地積計算証明、地籍測量は検定に伴う観測手簿等、検定機関による場合は検定証明書の写しを提出するものとする。

第 3 章 作業の留意点

(地籍図原図等作成・地積測定)

第 24 条 本業務の地籍図原図等作成・地積測定は世界測地系とし、測地成果 2000 に適合するものとする。

(地籍図原図作成・地籍図複図作成)

第 25 条 本業務の地籍図原図・地籍図複図作成は、静電写真法および自動製図機によるものとする。

材質はポリエステルフィルム #500、寸法は日本工業規格 A 3 版とするものとする。

(図根点等の選定)

第 26 条 地籍図根三角点および多角路線の選定については、準則および運用基準に基づき行うものとする。作業実施に先立ち計画網図を作成し、甲ならびに秋田県国土調査担当者の承認を受けなければならない。

(標識の規格)

第 27 条 地籍測量の次に使用する標識の規格は地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知）（以下「運用基準」という。）によるものとする。

(1) 地籍図根三角点

2 一筆地調査に使用する標識は次の規格による。

(1) 筆界杭 プラ杭 4.5 cm×4.5 cm×45 cm又はこれと同等以上の強度を有するものとする。

(既存成果の活用)

第 28 条 本業務にあたり、法の認可又は指定を受けた事業等との接合部について、その成果を活用するものとする。なお、その成果について活用し難い場合には関係団体と連絡を密にし、調整を図り既存成果の活用に努めるものとする。

第 4 章 業務の概要

(調査区域および作業工程種別)

第 29 条 本業務における調査区域および作業工程種別は、次のとおりとする。

(1) 雄和第 1 計画区（雄和平尾鳥字広面および善知鳥の各一部）

調査面積 0.06 km²

作業工程 FⅡ－2・G・H（複図作成等）

(2) 雄和第 2 計画区（雄和平尾鳥字善知鳥の一部）

調査面積 0.05 km²

作業工程 C・E2・FⅠ・FⅡ－1

(業務内容および工程管理・検査項目)

第 30 条 本業務における作業内容および工程管理・検査要目は、次のとおりとする。

(1) C工程（地籍図根三角測量）

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
C 1	作業の準備	・ 作業体制及び作業工程の適切性
C 2	選点	・ 網構成の適切性
C 3	標識の設置	・ 1 点以上の現地立会点検 ・ 設置状況写真の全数点検
C 4	観測及び測定	・ 成果検定による
C 5	計算	・ 成果検定による
C 6	点検測量	・ 実地確認
C 7	取りまとめ	・ 成果検定による
C 8	受託法人検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録の全数検査
C 9	委託者検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査
C 1 0	認証者検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録の全数検査 ・ 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査

(2) E 2 工程 (一筆地調査)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
E 1	作業の準備	・ 作業体制の適切性
E 2	作業進行予定表の作成	・ 作業工程の適切性
E 3	単位区域界の調査	・ 調査地域の現況把握
E 4	調査図素図等の作成	・ 5 %以上の照合点検
E 5	現地調査等の通知	・ 現地調査等時期の適切性 ・ 所有者及び利害関係人の適切性 ・ 所在不明所有者等処理の確認
E 6	市町村境界の調査	・ 隣接市町村の同意の確認
E 7	現地調査等	・ 準則第 3 0 条第 3 項及び第 4 項、第 3 1 条、第 3 4 条並びに第 3 5 条による処理の全数点検
E 8	取りまとめ	・ 5 %以上の照合点検 ・ 地目変更された筆の現地点検
E 9	受託法人検査	・ 1 %以上の照合検査 ・ 地目変更された筆の現地検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 地籍調査票の署名等の全数検査 ・ 工程管理の記録の全数検査
E 1 0	委託者検査	・ 0. 5 %以上の照合検査 ・ 地目変更された筆の現地検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 地籍調査票の署名等の全数検査 ・ 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査

E 1 1	認証者検査	・ 1 %以上の照合検査 ・ 地目変更された筆の現地検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 地籍調査票の署名等の全数検査 ・ 工程管理の記録、受託法人検査及び委託者検査の記録の全数検査
-------	-------	--

(3) F I 工程 (細部図根測量)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
F I 1	作業の準備	・ 作業体制及び作業工程の適切性
F I 2	選点及び標識の設置	・ 選定位置等の適切性 ・ 5 %以上の現地点検
F I 3	観測及び測定	・ 成果検定による
F I 4	計算	・ 成果検定による
F I 5	点検測量	・ 実地確認
F I 6	取りまとめ	・ 成果検定による
F I 7	受託法人検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録の全数検査
F I 8	委託者検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査

F I 9	認証者検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録、受託法人検査及び委託者検査の記録の全数検査
-------	-------	--

(4) F II - 1 工程 (一筆地測量)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
F II - 1 1	作業の準備	・ 作業体制及び作業工程の適切性
F II - 1 2	観測及び測定	・ 成果検定による
F II - 1 3	計算及び筆界点の点検	・ 成果検定による ・ 2 %以上の辺長点検
F II - 1 4	受託法人検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 工程管理の記録の全数検査
F II - 1 5	委託者検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査
F II - 1 6	認証者検査	・ 検定証明書及び検定記録書の確認 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 工程管理の記録、受託法人検査及び委託者検査の記録の全数検査

(5) FⅡ-2 工程（原図の作成）

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
FⅡ-2 1	作業の準備	・ 作業体制および作業工程の適切性
FⅡ-2 2	地籍図原図の仮作図	・ 1 %以上の照合点検
FⅡ-2 3	地籍図原図の作成	・ 地籍図原図の出来映えの全数点検 ・ 1 %以上の照合点検
FⅡ-2 4	受託法人検査	・ 成果品の出来映えの全数点検 ・ 2 %以上の辺長検査 ・ 工程管理の記録の全数検査
FⅡ-2 5	委託者検査	・ 成果品の出来映えの全数検査 ・ 1 %以上の辺長検査 ・ 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査
FⅡ-2 6	認証者検査	・ 成果品の出来映えの全数検査 ・ 1 %以上の辺長検査 ・ 工程管理の記録及び受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査

※ FⅡ-2 と G 工程を併せて実施することができる

(6) G 工程（地積測定）

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
G 1	作業の準備	・ 作業体制および作業工程の適切性
G 2	地積測定、計算及び点検	・ 精度管理表の全数点検 ・ 0. 2 %以上の現地点検

G 3	取りまとめ	・ 5 %以上の照合点検
G 4	受託法人検査	・ 0. 3 %以上の現地検査 ・ 1 %以上の照合検査 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録の全数検査
G 5	委託者検査	・ 0. 5 %以上の照合検査 ・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録及び受託法人検査の記録の全数検査
G 6	認証者検査	・ 精度管理表の全数検査 ・ 成果品の出来映え検査 ・ 工程管理の記録、受託法人検査の記録及び委託者検査の記録の全数検査

(7) H (複図) 工程 (複図の作成)

工程小分類	作業内容等	工程管理及び検査の要目
H (複図)	作業の準備	・ 作業体制及び作業工程の適切性
H (複図)	複図の作成	・ 複図の仕上がりの全数点検
H (複図)	受託法人検査	・ 成果品の出来映え全数検査
H (複図)	委託者検査	・ 成果品の出来映え全数検査
H (複図)	認証者検査	・ 成果品の出来映え全数検査

第5章 納入成果品

(成果品)

第31条 本業務において納品すべき成果品は、次に掲げる成果品とする。ただし、その他必要に応じて甲乙協議し定めたものを成果品として提出するものとする。

工程	計画区	記録及び成果
1. 全工程共通	第1計画区 第2計画区	①工程表 ②工程管理記録表及び点検の記録 ③受託法人検査成績表 ④報告書 ⑤打合せ簿 ⑥第三者機関が発行する成果検定証明書及び検定記録書(測量工程) ⑦その他業務遂行上必要な資料
2. C工程 (地籍図根三角測量)	第2計画区	①基準点等成果簿写 ②地籍図根三角點選点手簿 ③地籍図根三角點選点図 ④地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤地籍図根三角点網図 ⑥地籍図根三角点成果簿 ⑦精度管理表 ⑧測量標の設置状況写真
3. E2工程 (一筆地調査)	第2計画区	①調査図及び調査図一覧図 ②地籍調査票綴り(調査後) ③作業日誌 ④立会処理簿 ⑤その他甲の指示するもの

4. F I 工程 (細部図根測量)	第 2 計画区	①細部図根測量観測計算諸簿 ②細部図根選点図 ③細部図根点網図 ④細部図根点成果簿 ⑤精度管理表
5. F II - 1 工程 (一筆地測量)	第 2 計画区	①一筆地測量観測計算諸簿 ②筆界点成果簿 ③精度管理表
6. F II - 2 工程 (原図の作成)	第 1 計画区	①筆界点番号図 ②地籍図一覧図 ③仮作図 (閲覧用地図) ④地籍図原図 (地籍図原図用ホルダー含む)
7. G 工程 (地積測定)	第 1 計画区	①地積測定観測計算諸簿 ②地積測定成果簿 ③筆界点座標値等の電磁的記録 (C D) (S I M A 及び地籍フォーマット 2 0 0 0 仕様) ④精度管理表
8. H (複図) 工程 (複図の作成)	第 1 計画区	① 地籍図複図 (2 部)

上記、成果品の電磁的記録 (C D) を含む

2 乙は、成果品とする記録媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとする。なお、記録媒体には業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスに関する情報 (ウイルス対策ソフト名／ウイルス定義年月日／チェック年月日) をラベルに表示すること。